日 調 連 発 第 ７ ８ 号
平成２６年６月１６日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

標記について、京都府久世郡久御山町長から、別添のとおり平成 26 年 6 月 1 日から久御山町で実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

6久民住第１５０号
平成26年6月6日

日本土地家屋調査士連合会
会　長　　林　千年　様

久世郡久御山町長　信　貴　康　孝

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について

初夏の候　あなた様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町では、「人輝き　心和らぐ　躍動のまち　久御山」を合言葉に、真に人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指し、人権擁護推進の取組や人権意識の高揚に努めています。

しかし、全国的に戸籍謄本等が不正に取得されている状況が相次いで発覚し、身元調査が行われている実態が明らかになっているところです。

つきましては、住民票の写し等の不正請求を抑止及び不正取得による個人の権利利益の侵害を防止するなど基本的人権の擁護に資することを目的に、下記のとおり久御山町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施いたしましたので、ご理解いただきますとともに貴所属の会員様にお知らせいただきますようお願いします。

なお、戸籍謄本及び住民票の写し等については、個人情報保護の観点からも厳正に取り扱わなければならないものであり、住民の基本的人権の擁護の視点からも極めて重要なものであることを十分認識していただき、職務上請求書の使用につきましては厳正な取扱いをお願いいたします。

記

１　施行日　　平成２６年６月１日

２　内　容　　久御山町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱
（久御山町ホームページをご覧ください。）

問い合わせ先
京都府久世郡久御山町島田ミスノ
38番地　久御山町役場　民生部
住民福祉課　戸籍住民係
電話　075－631－6111（内110）